

いとしまエコライフのススメ ～今日からあなたもエコ達人～

No.11

学ぼう ごみのこと①～ごみ集積所～

みなさんが使う、ごみ集積所。きちんと管理していますか。

集積所はいつもきれいに

ごみ集積所は、掃除などの当番を決めて、みんなで清潔に保ちましょう。



みなさんの協力が不可欠です

生ごみは水を切って捨てましょう

ごみの悪臭を防ぐため、生ごみの水切りを心がけましょう。集積所の清潔保持はもちろん、ごみ減量にもつながります。



水切りに抵抗がある人は、食品トレーなどに乗せ、乾燥させてから捨てましょう

猫やカラスなどの対策をしましょう

猫やカラスがごみを荒らす—そんな苦情が市に寄せられています。ごみ出し時間の厳守やネットをかぶせるなどの対策をしましょう。

補助制度を活用しましょう

集積所を設置、整備するときには市の補助制度があります。詳しくは問い合わせください。

ごみを
分けて
資源に

可燃ごみの
量の変化

平成22年4月～平成23年2月	23,148トン
平成23年4月～平成24年2月	23,473トン
前年比	+1.4%

問い合わせ

糸島市生活環境課
☎(332)2068
FAX(321)1139

こころコラム

人権を考える

「…だから、時々立ち止まって考えたい…」

行政区研修会から

社会人権同和教育指導員 龍 富美男

昨年度、市内162行政区のうち、およそ100か所で人権同和研修会を開催していただきました。ここでは、行政区研修会を振り返って学んだことや感じたことを述べてみます。

アンケートから

研修会後のアンケートで、「知っているのと知らないのとでは大きな違い。今日学んだことをこれから生かしたい」というように、学びや発見を日常につなげて行動しようという気持ちを書かれていたり、うれしい気持ちになります。

一方、「差別はなくならない」のような、口に出して言にくいことを書かれることもあります。市民のみなさんの声として、どちらも

貴重なご意見だと思っています。

「差別はなくならない」

アンケートにこう書いてあるとき、二つの違う立場があることに気づきます。一つの立場は、「人間は差別やいじめをしなくなるように出来ていて、学校でも職場でもいじめはある。いじめも差別もなくならない」という考え方です。「だから、こういう研修会を何回やつても同じ」「逆に余計なことを知って、ろくなことはない」という声につながるのかも。しれません。

もう一つの立場は、まったく逆です。「差別やいじめはなくならない。私たちは、すぐに人のせいになりたり、自分より厳しい状況にある

人と比べて、自分の方がまだましだと思ふ弱さを持っている。だから、時々自分自身や周りの人のことを考える場があるということはいせつなこと」という考え方です。

うまくいついているときは心にゆとりがあり、人の嫌がることを言わない心遣いができても、一旦、問題を抱えたり、思いどおりにならない事が続くと、つい人に八つ当たりしたり、自分を正当化するような言い方をしてしまうことがないでしょうか。

最後にステキな高校生との出会いを紹介します。彼女が書いた人権作文に「私は人のせいにしない生き方をしようと思います」という一節がありました。

自身の中にある弱さを認め、真摯に生き方を選んで、せいにしない生き方を選ぶことが、差別やいじめをなくしていくことにつながるという考え方、生き方です。人としてたいせつなことを学ばせていただきました。

子宮頸がん予防ワクチン、 ヒブワクチン、 小児用肺炎球菌ワクチンの 接種期間を延長します

平成23年度に引き続き、平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)も対象者は、公費(無料)で接種ができます。

予診票について

予診票は、個別接種協力医療機関または健康づくり課窓口でお渡しします。体調のよいときに、母子健康手帳をご持参の上、個別接種協力医療機関で接種を受けてください。予防接種済証や母子健康手帳は、重複接種などの事故を防止するため、たいせつに保管しておいてください。

平成24年度の対象者

子宮頸がん予防ワクチン

対象者 平成7年4月2日～平成12年4月1日生まれの子
ただし、平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれの方は、平成24年3月31日までに、1回以上接種を受けた人に限り、引き続き平成24年度においても、公費で接種ができます。

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン

対象者 生後2か月以上5歳未満の乳幼児
※詳しくは、健康づくり課にお問い合わせください。

問い合わせ

糸島市健康づくり課 ☎(332)2069

下水道事業受益者負担金(分担金)の 申告と排水設備工事のお願い

下水道は、快適で住みよいまちづくりを進めるために欠かせない施設です。新たに下水道が利用可能になった区域のみなさんは、下水道事業受益者負担金(分担金)の納付や排水設備の工事が必要になります。

利用開始区域

次の区域の一部

〔公共下水道〕

潤三丁目、浦志二丁目、泊油比、多久、東、加布里、香力、八島、蔵持、有田、井原、三雲、曾根

〔農業集落排水事業〕

東、白糸、川付、長野、本、高上、山北、三坂、井原、高来寺、大門、高祖

受益者負担金(分担金)の申告

対象区域内の土地所有者は、受益者負担金の申告が必要です。4月に対象区域となった土地所有者に対して、受益者申告書を送付します。該当する人は、期限までに必ず申告してください。

申告期限 5月1日(火)

提出方法 返信用封筒で郵送、または業務課窓口へ提出

納付書送付 7月初旬

※一括納付期限は7月末まで
排水設備工事は早めに

対象区域では、家庭から出る雑排水を下水道に流すため、排水設備とトイレの水洗化工事を速やかに行ってください。特にトイレは、公示後3年以内に水洗化することが法律で義務付けられています。浄化槽を利用している家庭も下水道へ接続してください。

工事は市指定工事店で

排水設備工事は、糸島市排水設備指定工事店のみ行うことができます。また、工事を促進するため、次の制度を設けています。

- ①排水設備等改造補助金制度
- ②水洗便所改造資金融資あっせん制度

ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

糸島市業務課
☎(332)2120
糸島市下水道課
☎(332)2083